平成２３年（フ）第３７３号
大阪府羽曳野市伊賀４丁目３番18号
債務者　髙見エリ子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６５６号
兵庫県加古川市野口町水足221番地の１野口団地17―401号
債務者　樋口　　勉
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０１号
兵庫県姫路市大塩町782番地16
債務者　目出　浩子
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４６号
神奈川県厚木市岡田２丁目14番５―406号
債務者　岡本　　恵（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５９号
神奈川県厚木市中町２丁目９番12―402号
債務者　松田　　学
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１８７号
大阪府岸和田市尾生町1113番地の６
債務者　田村　友子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２０６号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東３丁目18番27―201号
債務者　Ａ―ｓｔｙｌｅこと　津田　　明
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
大阪府泉大津市二田町３丁目２番18号
債務者　松本　和江
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
大阪府岸和田市南町１番５号
債務者　五味　茂樹
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
大阪府泉南市男里５丁目18番28号ハイツ天神Ｂ102号
債務者　有本　朋子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
大阪府泉大津市なぎさ町１番15―４―201号、前住所大阪市住吉区遠里小野６丁目７番20―205号
債務者　清原　　護（旧姓川本）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地27棟306号、前住所大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地44棟513号
債務者　小林　香織
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
大阪府和泉市寺門町１丁目18番14号ミヤマンション７号室、前住所和泉市室堂町５番地の１―７―508
債務者　藤田　星江
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
大阪府和泉市万町203番地の２
債務者　川北まゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
大阪府泉佐野市長滝3266番地203
債務者　神野　　進
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
長崎県西彼杵郡時津町左底郷712番地11
債務者　村上　恵子
1　決定年月日時　平成23年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７９号
茨城県古河市駒羽根647番地３、住民票上の住所茨城県古河市鴻巣979番地６
債務者　折笠世津子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部